

令和 6 年第 19 回教育委員会議事録

令和 6 年 11 月 27 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和 6 年 11 月 27 日（水）午後 2 時 00 分～午後 3 時 33 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 渋谷 正 宏 委 員 對 馬 初 音

委 員 伊 井 希 志 子 委 員 前 田 小 百 合

委 員 大 川 康 徳

出席説明員 事務局次長 岡 本 勝 実 教育政策担当部長 松 尾 了
生涯学習担当部長 生涯学習担当部長 教育人事企画課長

学校整備・支援担当部長 高 山 靖 庶務課長 渡 邊 秀 則
学校ICT担当課長

学務課長 森 令 子 特別支援教育課長 河 合 義 人
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 中 曾 根 聡 学校整備課長 安 川 卓 弘

学校整備担当課長 鈴 木 伸 建 生涯学習推進課長 本 橋 宏 己

済美教育センター所長 古 林 香 苗 済美教育センター統括指導主事 加 藤 則 之

済美教育センター統括指導主事 清 水 里 恵 済美教育センター教育相談担当課長 半 野 田 聡

中央図書館長 出 保 裕 次

事務局職員 庶務係長 池 田 佳 世 法規担当係長 中 野 雄 介

担当書記 松 尾 菜 美 子

傍 聴 者 0 名

会議に付した事件

(議案)

議案第69号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する
条例

(区議会提出議案に係る意見聴取)

議案第70号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例

(区議会提出議案に係る意見聴取)

議案第71号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例

(区議会提出議案に係る意見聴取)

(報告事項)

(1) 杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及
び再発防止対策検討委員会報告書に基づく今後の取組について

(2) 学校給食の牛乳を提供中止とした経緯等について

(3) 学校運営協議会委員の任命について

(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

(5) 区立学校における ICT 推進に関する取組の進捗状況等につい
て

行政視察の実施報告

目次

議案

議案第69号	杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を 改正する条例 (区議会提出議案に係る意見聴取)・・・・・・・・・・	31
議案第70号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例 (区議会提出議案に係る意見聴取)・・・・・・・・・・	33
議案第71号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例 (区議会提出議案に係る意見聴取)・・・・・・・・・・	34

報告事項

(1) 杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要 因分析及び再発防止対策検討委員会報告書に基づく今 後の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2) 学校給食の牛乳を提供中止とした経緯等について・・・・・・・・	14
(3) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・	15
(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・	15
(5) 区立学校におけるICT推進に関する取組の進捗状況 等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
行政視察の実施報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24

教育長 では、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第19回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に前田委員とのご指名がございましたので、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程についてですが、議案3件、報告事項5件、最後に行政視察の実施報告を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第69号から71号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。したがって、議案第69号から71号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項の1番「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会報告書に基づく今後の取組について」、私からご説明を申し上げます。

資料をご覧ください。今、お話を申し上げました対策検討委員会の報告書が出ましたので、今後の取組ということで報告いたします。

リード文に書いてございますとおり、令和5年度、教育委員会事務局及び区立学校等で発生いたしました重大事故、更には公益通報により発覚した不適切な事案等につきましては、再発防止策の実効性を更に高めていく必要があるという認識から、全庁的な組織として教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析と再発防止対策について、検討委員会を設置いたしました。また、外部有識者からも3名、ご意見を頂きながら検討を進めてきたものでございます。

この度、対策委員会で別紙の報告書が取りまとめられました。そのことを受けまして、内容に則り再発防止策を講じることを基本として、令和7年度、更には今後の取組につきまして、そこに記載のとおり、以下実施することといたしましたため、ご報告いたします。

そこに書いてあります主な再発防止の取組を説明する前に、検討委員会報告書の概要、ポイントについて説明をさせていただきます。

別冊になっておりますが、報告書の方をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

こちらの方を、まず章立てについては、ちょっとページをおめくりいただきますと、目次がついてございます。そこに書いてあるとおり、第1章から第6章までの6章立てになっております。

1ページの第1章につきましては、本検討の対象とした不適切事案といたしまして11事案ございました。その概要と当初当面の対策ということで整理したものが記載されております。

第2章につきましては、委員会の構成や外部の有識者氏名など、先ほど申し上げました3名の有識者の名前、更には教育長をヘッドとした委員会の構成を記載したものでございます。

第3章、10ページになります。検討の参考とするために教育委員会の組織概要を記載しております。

第4章、13ページからになりますが、検討委員会での検討に先立って、教育委員会事務局の中で行った各事案の問題点、更には発生原因を整理したものとなっております。

また、第5章につきましては、全6回検討委員会が開催をされておりますが、そこで出されました有識者と各委員からの意見の概要及び分析された改善が必要な点などを記載したものでございます。

最後、第6章、34ページからになりますが、各事案等に共通する改善が必要な点とそれに対する再発防止の取組を表形式でまとめたものを最初にお示ししております。また、37ページからは再発防止策の具体的な取組について記載されてございます。

また、42ページ以降、文書で提出されました各有識者の意見などを記載し、第6章の最後になりますが、56ページには検討委員会の委員長であります渋谷教育長の再発防止への取組の決意などが記載された文というふうになってございます。

また、報告書の資料といたしまして、この間、区議会への報告、マスコミへの情報提供、教育委員会への報告などに関する資料を追加して載せているものでございます。

以上が報告書の概要となります。

教育委員会資料にお戻りいただきいただきまして、今、説明した報告書の内容を受けまして再発防止に取り組むものとして、具体的にそこに記載しているものでございます。

内容につきましては、今のリード文の下ですね、1番、令和7年度の本再発防止の取組として、3点示してございます。

(1) については、「学校の危機管理対応に対する支援体制の強化」。

(2) が「校庭の安全管理等について」、(3) が「ハラスメント防止対策の強化」という形で載せております。

(1) 番の「支援体制の強化」のところでございますけれども、学校において、児童生徒の安全に関わる事案など、危機管理対応が必要になった際、学校からの相談を受けることはもとより、学校への迅速かつ的確な助言・支援、更には区長部局を含む全庁的な連絡・調整を行う組織というのを改めて作るとしてございます。

報告書の方に目を移していただいて、38ページ。今申し上げました新しい組織というのがちょっと分かりにくいところもあるので、フロー図としてまとめております。今回の再発防止に当たっては、このことが非常に重要だというのがありますので、分かりやすい形で、報告書の中にはフロー図でお示しをさせていただきました。真ん中に【新設】と書いてございまして、「学校問題対応支援に係る専門組織」ということで、「(仮称) 学校問題対応支援係」というものを新たに教育委員会事務局内に設けるということで、その構成は統括指導主事を初め、学校管理職、いわゆる校長だとかのOBの職、更には心理・福祉の専門職、警察のOB、あとは行政の事務職員などで構成された組織となります。

これがいわゆる学校から児童生徒に関するいじめだとか体罰、更には保護者からの学校に関するいろいろな苦情・相談、事件・事故、あらゆる相談について、そこで一旦受け止める、報告をもらうとなります。そこから各学校に担当の指導主事というのが今、現状済美教育センターにおりますので、そことの連携を図りながら学校に行って事実確認を行った上、支援する内容、方法について検討して、必要があれば直接所管の課に伝える、更には区長部局の方にも連絡を取るということで、ここが初動の体制で一連の動きをしていってスムーズな支援ができるような形を取っていく。具体的な学校支援を経ていろいろな事案が終結に向かうということを見立てて、新しく組織を設けるというのが新しい7年度

の取組の1番目になってございます。

資料の方にお戻りいただきまして、(2)が「校庭の安全管理等について」ということで、6年9月、昨年度はくぎが発見されて、その後もかなりの数のくぎを回収・撤去したはずなのですが、残念ながら当該学校以外のところからも新たに発見されたというのがございまして、それも含めて、今までの取組より安全対策をもう一度更に一步進める。中には委託の業務の中にも含めることができないのかどうか、これについても継続して検討していくことが必要だということで、大きい2番として早期に取り組む内容として示させていただいております。

また、(3)が「ハラスメント防止対策の強化」というところで、残念ながら今回公益通報でハラスメントについての告発がされたのですが、十分な対応ができていなかった、また、反省点の中では相談窓口の周知が不十分だったというご意見もいろいろ頂いていますので、ハラスメント防止対策については強化を図るということで、相談窓口の周知、更には対策強化月間などを設けて、アンケート、研修等を含めて、ハラスメント対策を更に推し進めるというものを早期の対策として位置付けております。

資料の裏面にいって、2「今後の取組」ということで、今、話をした主な3点が全て早急に7年度でやるのというのですが、今後の中長期的な対応としては、そこに書いてあるとおり、学校の危機管理対応する組織を7年度に示しましたというのがあるのですが、それ以外の組織についても引き続き検討していく必要がある。検討会の中で外部の意見、外部の有識者からの意見もあったとおり、済美教育センターの成り立ちというのは非常に複雑でございまして、最初は教育の研究機関としてスタートして、その後、教育委員会内部への改編ということで、学校への指導といいますか、その部分を受け持つということで、正直、業務の肥大化、組織が肥大化していったところがございますので、それを改めて見直すというのも非常に重要だというのがありますので、これはなかなかすぐできるという話ではございませんので、これは中長期的な視点で在り方そのものを、センターのみならず教育委員会事務局全体の組織として改めて見直していくことも必要だと示してございます。

また、再発防止の取組については当面、当然やったことについては検証が必要だというのがございますので、先般、教育委員会でも報告をさ

せていただきました、毎年やっている教育に関する事務の管理及び執行の点検評価という仕組みを使って、再発防止策についても実施の内容、効果についてもいろいろ学識経験者の意見を踏まえて点検評価をしてまいりたいと思っております。

3番「今後のスケジュール」でございますが、29日の文教委員会、議会の方にも報告した後、区のホームページ、12月に入りましたら公表ということを考えているものでございます。

ちょっと長くなりましたが、報告については以上でございます。

ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご質問などございましたらお願いをいたします。

教育長 ちょっと補足いいですかね。全体像がちょっと今のだと分かりにくいかと思いますので、まず、そもそもこの対策委員会を設置したのは、教育委員会事務局と済美教育センターの身内だけの検討では不十分だろうということで、第2章にありますように、区長部局の総務課だったり企画課だったり危機管理室だったりのメンバーの方に入っていて、それから各学校・園の校長先生、園長先生に入っていて検討委員会を組織しました。外部の3人の有識者の方々はメンバーではなくて、ご助言を頂くという位置づけになっています。

第3章には、教育委員会の組織の概要が書いてあって、第4章には、まず、自分たちの自己評価、教育委員会事務局と済美教育センターで11の事案についてどういう分析をしたのかということが書かれています。その第4章に書かれたことを基に、今回新たに設置した検討委員会のメンバー、区長部局の方だったり、学校長だったり、園長先生からご意見を頂いて、なおかつ外部の有識者の方からご質問を受けて、また新たに追加したりというやり取りのまとめが書いてあるのが第5章になります。

そういったことを基に、検討会としての報告書の原案を作成した段階で、改めて有識者の方たちにそれをお送りしました。そして、第6章の一番後ろに有識者の意見というのがついておりますけれども、検討会で検討した原案に対して、有識者3名の方から文書でご意見をもらった上で、最終的に修正を加えて完成させました。修正した点についての記載が有識者の意見の後にのっていると思います。そして最後に、この検討会の委員長は私、教育長になりますので、教育長としてまとめて報告を

出したということになります。最終的に令和7年度の施策、どのように変更していくのかというまとめが、今、庶務課長がご説明したとおり、全体的な流れとしてはそういう経緯になっていると、そういうご理解を頂ければと思います。すみません。

庶務課長 それでは、ご質問、確認、何かありましたらお願いいたします。

對馬委員 不適切なとか、あってはいけないことが起こってしまったことが、こうやっていっぱい並べるとこんなにたくさんあったのだなという感じがするのですけれども、一つ一つに対してよく検討して、ここに原因があって、こういった再発防止策を取ろうということで、これが出来上がったことはとても意味があることかなと思います。やはり起きてしまったことは仕方がないとして、これ以上同じことが起きないようにということに、これから私どもを含めて関わっていく人たちが意識して、また襟を正して進んでいけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

庶務課長 ありがとうございます。今、ご指摘いただいたとおり、11事案ございますので、それを1個1個やっていくと時間的な制約がございますけれども、本当に外部の有識者からも苦言といいますか、厳しいご意見も頂きました。さっきお話をしたとおり、全部紹介できないのですが、42ページ以降に有識者からも文書でご指摘を頂いたり、その結果、直したところも、さっき教育長が補足でお話をさせていただいたとおり、示しているところがありますので、そういったもので出来上がった再発防止策でございますので、その実効性を高めていきたいと思っていますところでございます。

ほかにはいかがでしょうか。

大川委員 今回の報告書の中で学校問題対応支援に係る専門組織が新設されるということになっています。こういった横断的に対応する組織というのは、充実させて発展させていくことが必要だと思いますので、是非進めてもらいたいと思うのですけれども、こういったものの中で別の視点として、非違行為になり得ますよね、こういった不祥事があった時は。そうすると、この問題を解決して再発防止という視点で動くのと並行して、人事的な措置というのも進めていかなくてもはいけない。そうすると、途中で退職された方もいらっしゃいましたから、ス

ピード感と丁寧な対応という両方、なかなか難しい調整が必要となりますので、今後制度を作っていくに当たっては、その非違行為についての厳正な対応ということも意識しながら設計していただきたいと思っています。そうでないと、やって任期满了、また退職で逃げてしまうということが起こると、組織としてはよろしくないと思います。是非工夫していただければと思います。

教育人事企画課長 今、委員おっしゃられたとおりです。迅速かつ丁寧という、考え方によっては矛盾しているものを、でも両方とも進めていかれるように、もしその非違行為があった場合には、まずは事実確認をきちんとして、両サイドのお話をきちんと聞いて、その上で判断していく必要があるかとは思いますが、そこをこの報告書にある内容を踏まえて丁寧に、そして誠実に行っていく必要があるなということは、反省点として考えております。今後、新しい組織ができると思いますので、その組織とともに一緒に進めてまいれるように、精いっぱい頑張っていきたいと思います。

大川委員 よろしくをお願いします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

伊井委員 このようなことが起こって、本当に自ら前向きに捉えつつとか、反省も踏まえながら、次に内部から変わっていくという動きを起こすというのは本当に大変なことですし、私は敬意を表する動きではないかなと思っていて、これを拝見して本当に今後の状況に期待したいなと思っております。

1点だけ、現場に非常に関わることなので、今までの体制とかやり方ではない部分になるあたりとか、しかし、学校の方では毎日いろいろなことが動いているので、その中でどのように現場に関わる方々お一人ひとりに周知いただくかというあたりは、是非本当に丁寧に、走りながら考える感じだったり対応する感じにはなってしまうと思いますけれども、心を込めてご対応いただくと、私たちももちろん応援できるところはさせていきたいと思いますが、そのように進めていただけたらいいのかなといったお願いができたらと思います。よろしくお願いします。

庶務課長 今回、再発防止に取り組むのだということで、こういった形で報告書にまとめてございます。当然学校現場に関わる事件・事故、教育委員会内部のもの、それらが複合しているもの、いろいろござい

ます。

その中で作って終わりということではなくて、当然これを、例えば学校については校長会だとかを通じて、予定では教育長自らがこういう報告書が出来上がったというところで、学校における取組についてお話をしているということも予定しております。また、教育委員会事務局内の各所管については、当然これを基にOJT、職場内できちんと事例を反省材料として使って、具体的にこういうことがあってというような反省点、課題があってそれに対してこのように取り組もうという具体的なものがいろいろ出ていますので、そこをしっかりと各職員、それぞれが確認していく。それを各所属長、係長を通じてそれに取り組んでいこうということも思っておりますので、そういった形で作って終わり、見たらもうそれでおしまいということではなくて、これを活用しながら二度とこういった不祥事が連続して起こるような事態を招かないということで、取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

伊井委員 どうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

前田委員 2点ありまして、42ページのこの文科省国立教育政策研究所の志々田さんのコメントがすごく「ああ、そうだな」と思ったのが、今回、指導主事の方がすごく肝になるような新しい組織体制ということで、私もどういうスキルを持った方なのかというのをきちんと把握できているか不安はあるのですが、本当にこういう問題事案の対応という、今まで指導主事の方が専門としてやっていたこととはちょっと違うことに役割がつくのかなということをイメージしております。そこに関しては、こちらのご意見ですと、少し時間をかけながら役割を担っていただけるようなことをお願いしたいということが書いていますけれども、これに関してはどうなのでしょう、指導主事の方たちがここを担うことは、この組織上、そんなに不自然なことではないという感じなのでしょうか。

済美教育センター所長 今も済美教育センターにおいて指導主事は学校で起こった様々な問題に対して対応しております。ただ、指導主事は指導主事として、今の職に着任する前は、学校では担任をしていた教員がほとんどですので、その経験を基にした見方だったり、支援、助言しかできないのが現状かなと思いますし、当たり前なのかなとも思

っています。

ですので、今回の新しい組織の中でも、志々田先生もおっしゃってくださっていますが、指導主事にここまでの経験を踏まえた以上の対応を求めることというのは酷なので、そこは周りできちんと組織的に対応しながら、指導主事としてできる役割を明確にして、きちんとやっていくことが望ましいということで、私どももそのような考えの中で指導主事として果たせる役割を明確にして今位置づけているので、それであればしっかりと果たしてくれるかなと考えております。

前田委員 ありがとうございます。ということは、今やっぺいらっしゃることと、あとプラス、いろいろ迅速性が求められたりとか、今までやっていたことでなかなか難しかったから、この新しい組織ができていると思うので、またいろいろな方と協力し合いながら、心理とか福祉の専門家の方と協力しながらやっていくということで理解いたしました。ありがとうございます。

あと、もう1点が、今、いろいろな情報をもっと迅速に連携しなさいということが書かれているのですが、結構校長先生とお話ししたりしていると、もうすごい量のメールが既に今たくさん来ているということで、その中に埋もれやしないだろうかということのを心配して、先生もそうですけど、もう既に情報過多の中、この重要なものとそうでないものを上手に仕分けながらというのは、企業でも結構難しい問題になっていまして、私たちも社内の情報はこっちで見て、社外の情報はこっちでみたいな感じで、少し情報の場所を分けたりはしているのですが、日々の目の前のことに翻弄されるのが先生の現場だと思うので、そこら辺の情報の上手な区分けというのも是非併せて推進いただけるといいかなと思いました。以上です。

庶務課長 今、ご指摘をいろいろ頂いた点、校長会だとか副校長会なんかもやって、情報提供、情報共有を図ってはきています。ただし、前田委員からご指摘いただいたとおり、いろいろなものが日々メールとか電子的なものでいわば一方的に送り付けられてくるので、確かに情報に埋もれてしまうような現象、確かにご指摘いただくようなケースも多いです。

我々送る側も内容に当然重いもの、それなりのもの、ルーチンのものというのがありますので、特に重要だというものについては、何か目立

つような形、またはフォローをする、その説明だとかをやはり別途すべきだということで、やはりそういったところを浮かび上がらせて、学校に伝えていく。学校の校長、副校長から、更に現場の担任だとか、学校の教職員にも伝わっていく、やはりそういうやり方を日々研さんといえますか、やっていかなければいけないかなというのはご指摘のとおりだと思いますので、そういった形で取り組んでまいりたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

教育長 今のに関連してですけれども、そもそも指導主事の役目というのですかね、使命というのは、まず現場に行ききちっと的確に情報を把握する、教育委員会事務局が的確な判断ができるための情報収集、目となり耳となること。それから、こちら事務局でそれについてどう対応しようかといった教育委員会の意思をきちっと学校現場に伝える、それがやはりメインの仕事になって、その機能をきちっと徹底させることになる。

指導主事というのはそもそも教育管理職候補者としての研修の一環として指導主事をやっている側面があるので、そういう経験を積み重ねることによって、最終的に自分が副校長になった時、校長になった時に危機管理だったり、事件・事故が起きた時に、「あっ、今までの自分の経験を通して、的確に判断できる」という資質能力を形成する、そういう意味合いでいるのですね。ですから、そういった育成という意味も込めて体制をしっかりと作り直すというのが、今回の大きなポイントになっている。

それから、情報については、今ご指摘いただいたとおりなのですが、ここでの情報というのは、何か事件や事故があった時に、学校から教育委員会への情報だったり、また、教育委員会から区長部局だったり、マスコミ対応での情報の流れだったりというものがスムーズでなかったりだとか、判断の遅れがあったということの反省を踏まえて、できるだけ本庁の方にそういった機能を集約することによって、迅速に対応すると。

学校現場からすると、教育委員会は窓口がいっぱいあって、どこにどう相談していいかなかなか分かりにくいという問題もあると。

多くの区市町村の教育委員会の場合は、学校担当の指導主事に連絡すると、その方が本庁にいれば、「それは学務課ですね、学務課の誰々さ

んですね」とか、「これは庶務課ですね」と、指導課に連絡があってもその他の課との調整なんかも指導主事ができたのですけれども、今、杉並の場合はそれが離れた場所にあるので、そういう他課との連絡調整も指導主事がやりにくいみたいなこともやはり問題点としてあるということで、そういった物理的なものを克服しようと、そういう意味合いもあると、そういう理解です。以上です。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項の1番についての質疑は終了いたします。

続きまして、報告事項の2番「学校給食の牛乳を提供中止とした経緯等について」、学務課長からご説明申し上げます。

学務課長 「学校給食の牛乳を提供中止とした経緯等について」でございます。牛乳の納品事業者から急遽要請がございまして、11月7日に12校、8日に全校の学校給食の牛乳の提供を中止いたしました。

事業者の報告によるところでございますが、この提供中止の要請を行った理由といたしましては、事業者は毎日納品前に細菌検査、それから牛乳パックにノズルを入れて牛乳の成分を確認する理化学検査の2種類を行っているということでございますが、当日は細菌検査を失敗してしまったことから、理化学検査で一旦ノズルを入れた牛乳パックで細菌検査をやり直したところ、ノズルについていた菌がシャーレで培養されて、検査結果が異常値を示してしまった。そのことから提供の中止を要請したということでございます。

事業者は、当該牛乳を納品した東京都、山梨県の一部の学校全てに電話連絡をしたということでございます。杉並区には7日の10時30分頃連絡がございまして、学務課の方で全校に電話連絡を行いまして、児童・生徒の摂取はございません。

納品事業者は、2つの検査の検体は兼用しない、また検査が終わったら検体はすぐ処分することを再発防止策として講じるということでございましたので、区としてもこれを徹底するよう申し入れました。

その他といたしまして、これは仕組みの話でございますが、学校給食の牛乳については、東京都が入札した事業者が各自治体に納品される仕組みとなっておりまして、今回の納品事業者も同様でございます。

また、保護者の対応でございますが、11月7日、それから11月14日、

2 回にわたって、状況の方を tetoru で全保護者にご説明したところでございます。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの内容につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いをいたします。

對馬委員 今、tetoru で保護者に連絡をしたということですが、保護者の方から何かご意見とかご質問とか頂いたことはあったのでしょうか。

学務課長 まず、7 日については、こちらも詳細が全く分からなかったもので、牛乳を取りやめたこと、また、翌日は水筒を持ってきたかというお願いだけだったので、学務課の方に 2 件、「詳細はどういったことでしょうか」というお問合せがあったものでございます。

なお、詳細については、14 日のお知らせの方で全保護者にお知らせいたしました。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項の 2 番につきましての質疑を終わります。

続きまして、報告事項の 3 番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明を申し上げます。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会委員の任命についてご報告いたします。

今回、任命されるのは、小学校 1 校、1 名となっております。任期は令和 6 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 2 年間となります。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問などございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ないようでございますので、3 番については以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項の 4 番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認」につきまして、生涯学習推進課長からご説明を申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは、令和 6 年 10 月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告をいたします。

10月分の合計ですが、全体で17件でございます。定例、新規の内訳は、定例が15件、新規が2件でございます。

共催・後援の内訳は、共催が2件、後援が15件となります。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

伊井委員 直接このことということではないのですが、中学生の文化発表会があったのですが、セシオン杉並であった時に、幼児のためのおやつのレシピを考えるというのが、各校、セシオン杉並で発表されていたのですが、書き方とか内容も含めまして、すごく進化しているというか、観点とかもしっかり学習しているなということと、SDGsや環境学習、それから保健の授業とかも含めて、栄養面からもすごく分析しながら、自分がこのことをやったという、その料理を作りました、そのお菓子を作りましたというところから、更に次の段階に進む、次につながるような文面だったり考え方だったりもしっかり記載されているものがあったので、今年、中学校の保健の教科書の採択があったのですが、時間が少ない中、すごく先生方がいろいろな意味で授業を進めていただけているのかなという印象を受けた学校が多かったです。是非今後もしもいろいろ済美教育センターとかの方からもご指導、また応援いただけたらいいのかなと思いました。ありがとうございます。

済美教育センター所長 ありがとうございます。そのように見てくださっていると思うとすごくうれしいですし、そういうお話を頂いたということは、是非校長先生方に伝えたいなと思いました。

一つには、やはり学校がそれぞれの教科単体で学びを行うのではなくて、いろいろな教科を関連づけて、もっと更に一段上の力を目指しているというところで工夫していることが一つあるのだろうなと思いますし、それが同時に子どもたちの中でもいろいろな学習で学んだことが自分の中で関連づいて、そういうところに成果として表れているのであれば、本当にうれしいことだなと思うので、更に増えていけるように学校と力を合わせていきたいと思います。ありがとうございます。

伊井委員 まさに今おっしゃっていただいた教科横断的な学びにつながっているなと感じました。今後ともよろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

教育長 単純な質問なのですが、5 ページの学校支援課分で富士見丘中学校区の地教連（地域教育連絡協議会）が後援名義を申請しているのですが、こういう地教連の取組は基本的に後援名義を申請するものなのかどうなのか、申請するメリット、デメリットというのですかね、そういったものがあるのか教えてもらえますか。

学校支援課長 地教連に関しては、地域の懇談事業とあと中学生が参画した子ども地域活動促進事業、これについては年間を通して共催の申請を頂いて承認しているものなのですが、今回ののは地域教育連絡協議会が主催者になって、保護者を含めて家庭教育講座を開催したいということで、家庭教育講座の開催に当たっての共催の申請を頂いたということです。ですので、これは家庭教育講座のための申請承認ということになります。

教育長 そうすると、申請はしなければいけないものなのですか。

学校支援課長 いわゆる地域教育連絡協議会が決まった事業枠ではなくて、その枠から外れて家庭教育の講座を開きたいというプラスのお申出なものですから、その家庭教育講座の部分に限って、再度申請をするという形になります。

教育長 逆に申請しないとできないことなのですか。

学校支援課長 申請することによって、家庭教育講座で例えば講師を呼ぶための分担金とか、そういったものは別予算で持っていますので、講師を呼んでこういう家庭教育講座をやりたいというプラスの提案でして、頂いたものに対して単に名義承認をしているだけではなくて、分担金もお出ししていると。

教育長 分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございます。報告事項4番についての質疑は終了いたします。

続きまして、報告事項の5番「区立学校におけるICT推進に関する取組の進捗状況等について」、済美教育センター統括指導主事からご説明申し上げます。

統括指導主事（清水） 私からは令和6年度区立学校におけるICT推進に関わる主な取組の進捗状況について、済美教育センターが担当するソ

フト面についてご報告いたします。

まず、教職員向けICT活用研修の実施についてです。今年度も年間を通じて各校におけるICT活用リーダー連絡会と、各校や教員の要望に応じて取り組む訪問型要請研修、希望制の参加となるICT活用研修を行ってまいりました。

ICT活用リーダー連絡会は、年間8回、定期的を開催し、日常の授業で児童・生徒が主体的に学ぶためのICT活用方法や課題等を共有しています。また、授業公開を行い、その内容を各校へ還元してまいりました。

ICTに関する訪問型要請研修は、10月末時点で36回実施しており、授業における共同学習ソフトや家庭学習でのデジタルドリルの効果的な活用方法、情報モラル教育に関する研修などを実施しております。

また、希望制でロイロノートを授業で活用するための研修も行いました。

更に、研修動画を20本ほど配信し、教職員が自校で学べるように環境を整えております。

今後は新しくなった電子黒板やデジタルドリルの効果的な活用に関する研修を増設し、動画の配信数と内容のより一層の充実を図ることで、学校におけるICTを活用した取組をより一層増やし、児童・生徒の学習が充実するよう学校を支援してまいります。

次に、学習者用デジタル教科書の実証事業についてです。こちらは、文部科学省の実証事業、外国語と算数・数学を活用してまいりました。今後、抽出校を対象としアンケート調査を実施して、その結果と活用状況を分析し、適切な活用を更に推進してまいります。

学校における帳票の電子化及び適切な管理については、今年度、全区立学校において現在在籍している児童・生徒の指導要録の電子保存化を実施いたしました。

最後に、仮想空間を活用した不登校児童・生徒への支援に関する実証事業の実施についてです。東京都のバーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用し、関わりの場や学びの場を提供してまいりました。今後は児童・生徒の相談対応の充実のため、心理職等の参加を検討してまいります。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、

ご質問などございましたらお願いいたします。

大川委員 私から2点お願いします。

1点目が、1の④ですかね、「教員向け研修動画の配信」とあるのですけれども、これはどれくらい利用されて見ているかというのはフォローしていらっしゃるのかがまず1点目です。

あと、もう1点が、4番の「仮想空間を活用した不登校児童・生徒への」というところなのですけれども、本当に動き始める、使えるものであればものすごく役立つと思うのですが、今回のこの取組状況について、どれぐらいの方が参加したり、どういうことであったのかをもうちょっと詳しく教えてください。

統括指導主事（清水） 1点目のご質問の研修動画なのですが、現時点で全ての動画を、トータルになってしまうのですけれども、100回くらい再生があります。内容としましては、集合研修で行ったものを撮りためておいて、見ていない方、参加されていない方も見ているという、そういう内容になっております。

大川委員 分かりました。そうすると、トータルで100回だと少ないなと思ったのですけれども、そうではなくて、見逃し配信的な形で、行けなかったものをフォローできるという利用方法なわけですね。

統括指導主事（清水） はい。そういった動画も含まれております。

教育相談担当課長 バーチャル・ラーニング・プラットフォームに関しては、現在、さざんかステップアップ教室に通う小学生が9名、中学生に関しては6名登録しております。内容につきましては、こちらにお示ししてあるとおり、指導主事や適応指導教室の職員と、あと都の支援員の方が入って、そこで関わりを持つというところと、あと、デキタスという学習ソフトがありまして、それを使って学習をするところになっています。

今後、やはり児童・生徒がより入って来られるように、さざんかステップアップ教室に各相談員がいるのですけれども、その相談員に輪番制で入ってもらって、子どもたちの相談に乗るということをやっていかないと検討してまいりたいと考えております。以上です。

大川委員 是非担当している先生方だけでなく、子どもたちの意見とか、もっとこういうものだったら使いたいというのを拾い上げて、充実させていただきたいと思います。お願いします。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

前田委員 大川委員のご質問と関連するので、先ほどバーチャル・ラーニング・プラットフォームは授業をやったりして、どういうコンテンツをやっているのかというのをお聞かせいただけますか。

教育相談担当課長 先ほどの繰り返しになってしまうのですが、基本的に交流の場というところで、支援員だったり、あとたくさん児童・生徒が入ってくればその児童・生徒同士でというところがあるのですが、実際に入ってきているのが1人だったりというところなので、指導員だったり、指導主事だったりとの会話というところで今やっているところです。

そのほかに関しては、学習ソフトだったりというところで、なかなか東京都のプラットフォームなので、自由にこちらでいろいろいじることがなかなか難しい状況なので、そちらについては、また東京都の方に相談というか、投げかけて改善してもらえるように考えていきたいなと思っています。

前田委員 先ほど大川委員からありましたけれども、是非現場でどうだったかというのをフィードバックしないと、東京都の方も次の施策、いいものが打てなくなると思うので、是非子どもの声とかを含めて、よきものにしていただければなと思っています。

ちなみに、それは顔を出さないような感じでお子さんは入っているのですか。

教育相談担当課長 そこについては、全員アバターで、本名を出す必要もないので、当人同士では誰が入っているということは全く分からない状況になっております。

前田委員 ありがとうございます。

あと、ちょっとこの最後にあった児童の相談の対応のために心理職の方の参加を検討とあるのですが、これはどういう課題があってこの心理職の方たちの参加の検討をされているのでしょうか。

教育相談担当課長 やはり子どもたちにできるだけ入ってもらいたいなという感じで提供しているのですが、何でなかなか入れないのかなと考えると、指導員とかがいらっしゃるのですが、その人は知らない人なので、相談するにもどんな話をしたいのかもわからないでしょうし、指導員も子どもたちから投げかけられた言葉に対して、

適切に子どもたちが求めるものを返せない場合もあるかと考えますので、やはり子どもたちの心理に寄り添える相談が受けられるよう、ステップアップ教室にいる心理職が参加できたら、子どもたちの参加率がもうちょっと高まるのかなと考えております。

前田委員 ありがとうございます。今、さざんかステップアップ教室に在籍している方ということは、少しさざんかにも来ていらっしゃる方、もしくは在籍はしているけれども、あまり来ていない方ということなのですか。なるほど。そうすると、本当に新しい場所に入っていくとなった時に、なかなかハードルが高いと思うので、何かイベント的なものとか、「お話ししましょう」だけだとお子さんたちもなかなか入りにくいかなと思うので。もしあれだったら例えばゲームの何かイベントがあったりとか、ちょっとみんなでやってみようみたいなものがあると、いきなり1対1でやっても何を話そうとなってしまうと思うのですけれども、何かみんなで取り組むことがあると、もう少し参加しやすいのかなと思うので、そういうところも含めてできるようになるといいなと思っております。よろしくお願いします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

伊井委員 今回、これはICT推進に関するということで取組の進捗状況を詳細に教えていただいたのはすごくよかったなと思っております。数字だけではなくて、こういうことをやっていますということを具体的に、先ほどご質問に答えていただいたように、再生回数なども教えていただいたので、今の全体像をつかむのにとってもいい資料を頂いたなと思っています。

1番の②の「ICT活用に関する訪問型要請研修」なのですが、36回実施されたということで、その内容として、授業での協働学習ソフト、授業や家庭学習でのデジタルドリルの効果的な活用方法のほか、3点目に「インターネットやSNSの利用における情報モラル教育」というところがありますが、大変基本的な情報モラルということが、子どもたちはすごく使いこなしているなというところは拝見しますけれども、昨今、いろいろSNSの問題もありますので、低年齢から、もう使い始めたら情報モラルのところをしっかりと積み重ねながら押さえていく必要があるというあたりは、SNSを使うことに関する基本的なところから、こういう研修も含めて先生方の方からもお伝えいただく取組とし

て、何か仕掛けとしてそういうことが定着していくような、社会に出てからもずっと大人になってからも考え方として自分の心の中にしっかり定着するようなSNSとの関わり方というものが育っていくといいなと心から願っております。是非よろしく願いいたします。

統括指導主事（清水） 1年間やってきたご報告を申し上げましたら、そのように感想を言っていただけて大変うれしく思っております。

SNS等の情報モラル教育については、やはり都度都度といいますか、忘れた頃にやっていかなければいけないものだと感じておりますので、伊井委員がおっしゃられたとおり、1回やって終わりということではなく、継続してやっていかなければいけないものだと思っております。以上です。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

對馬委員 今のとちょっと関連します。是非、著作権教育の研修も、先生ご自身もまだ迷われている部分があると思うのですね。というのは、授業の中はほぼほぼフリーなのですよね。使っていい。ただ、それをお家に持って帰ってしまうと、同じことをやったらまずいよということがたくさんあるので、そのところをもう一度押さえていただける機会が、多分やっていらっしゃると思いますけれども、是非やっていただきたいということと、全く別の話で、私ども教科書採択というのをやらせていただいて、去年は小学校、今年は中学校の教科書をいろいろ拝見したのですけれども、その時にやはりデジタル教科書というか、教科書の中のデジタルコンテンツはどのように使えますよと、このように使えるからこれがいいのではないかなという話がたくさん出るわけですけど、その前に、あまりデジタルコンテンツが載っていない教科書を使っていた時と、今、デジタル教科書も含めて、普通に子どもたちが持っている教科書にもデジタルコンテンツがたくさん増えてきていますけれども、実際に授業がすごく変わっているのか、あまり変わっていないのか、そのあたり、もしお分かりになればちょっと教えていただいてもいいですか。

統括指導主事（清水） 電子黒板が入った影響がありまして、やはりデジタルコンテンツが多い教科、活用しやすい教科においては、少しずつでございますけれども使用は増えていると感じております。

對馬委員 それは、例えば先生によって差があるとか、学校によって差

があるということではなく、どなたでも比較的使われているのでしょうか。

統括指導主事（清水） それは、やはり正直申し上げまして、教員のスキルですとか、担当している学年ですとか、学校によってばらつきはございます。

對馬委員 分かりました。では、それも含めて、こういう研修とかでやはり皆さんに知っていただく、使っていただくということをやっているらっしゃるという理解でいいですか。

統括指導主事（清水） そうですね。訪問型や希望制も含め、教員のスキルも上げていかなければいけないと感じております。

統括指導主事（加藤） 委員から一番最初にありました著作権の内容の研修ですが、学校司書ですとか、あとは司書教諭に対しては、そういった内容の研修を入れているのですが、例えば管理職向けの研修ですとか、ほかの教員に向けたそういった研修は、現段階で計画できていないので、例えばその動画等で教員が視聴できるような形ですとか、やはり報道等を見ていますと、そういった著作権侵害が教育の中でも起きて使用料を支払った、そういう内容を聞くこともありますので、学校に向けてそういった学びができるような形を検討していきたいと思います。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

前田委員 今の著作権に関して、ちょうど娘が小学校6年生なのですが、まよめの学習の中で、やはりいろいろな情報を参照してロイロノートで資料を作っていくという授業の中で、やはり著作権の話が出ておりました。うちの娘の先生は、そこにすごく知識があるので、こういうことは学校内ではいいけれども、こういう時は駄目なのだよとか、実はその授業の中で、私もつながりのある、デジタルのことにすごく詳しい方にも来ていただいて、著作権とデジタルシティズンシップについての授業をしてもらったことがあるのですが、例えば学校の中は、いわば教習所みたいな感じで、外に出たらもう路上なのだから情報の扱い方に気をつけようであるとか、例えば今、著作権という考え方はありつつも、オープンソースみたいな考え方もある、いろいろな情報を使いながら、それをまた発展させていくという考えもある、あつたりするので、そういうところの学びとかもやっているというの

は聞いて、今、結構子どもたちはマインクラフトとか、そういう誰かが作ったものを上手に発展させていくような、そういうことも子どもたち自身はやっているらしくて、そういうところは、先生方もやはりついていきにくいところもあると思うので、是非図書の方だけではなくて、担当の先生方も触れていただくといいのかなと思っております。是非お願いいたします。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。多くの区立学校では、そうした教室の授業で探究的な活動ですとか、調べ学習をする際に、やはり学校司書が授業に入ってくれて、著作権の内容ですとかを担当の教員と一緒に子どもたちに伝えながらそういう活動をしている場面はあるのですが、1度に複数のクラスに入ることはできないので、やはり教員向けにもそういった学びが進められるような形を考えていきたいと思います。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、報告事項の5番については、以上で質疑を終了いたします。

報告事項は以上です。

教育長 続きまして、日程第5、教育委員より行政視察の報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

對馬委員 簡単にスライドショーを作りましたので、見ていただきながらの方が分かるかと思っておりますので、お話しします。

視察の目的としては、私はやはり学校図書館とかに非常に興味を持っておりますので、学校図書館、子ども図書館、杉並区の課題としての子どもの居場所等を視察して、杉並区の教育に生かせるところがあればと思ひまして行かせていただきました。

日程が11月7日、大阪国際中学校高等学校、同じ日にいくのパーク、これは子どもの居場所なのですけれども、11月8日にこども本の森中之島という3か所に伺いました。

私の方からある程度概要を説明して、同行された伊井委員からもご感想を頂きたいと思っています。

まず、最初に伺ったのが大阪国際中学校高等学校。これは私立の学校なのですけれども、前身の学校があって新しくこの学校になって校舎が建ってまだ2年目のぴかぴかの校舎です。

校舎全体に、廊下の壁の部分が全て書架になっている学校で、ある意

味、私はこういう学校が理想だと思っていました、ここを是非見せていただきたいと思ってお願いしたのです。1階の中央のところに図書カウンターがありまして、図書カウンターの奥側が職員室、手前側の奥の方がカフェテリア、食堂とかで、生徒たちが常に使うところです。

教室の扉の脇にも、子どものロッカーとか、いわゆる壁は何もなく全部書架になっています。

基本データとして、蔵書数が1万8,000ちょっとで、洋書が3,900冊。国際学校というだけあって、国際バカロレアを取っている学校でして、英語が得意なお子さんも多いということです。雑誌、新聞データベースは十分にある数で、自動貸出機が2台、1階のカウンターともう1台が3階だけ。校舎は4階建てなのですが、その中にあるということ。

蔵書はICタグ管理をしています。そのために蔵書点検を毎月やっていて、ピーってあるじゃないですか。館長はよくお分かりだと思いますが、本当に一瞬でできる。それで毎月蔵書管理をしているということで、そこでちょっとお金がかかっているなという感じです。

司書が3名常駐しているのですが、紀伊國屋書店さんからの業務委託で、6名ここにいて、その中の3名が常時いると。常に英語が理解できる人が必ずいるという配属になっているということです。

中学校は各学年約100名、3クラス。高校が3倍ぐらいいるということで、全部で27学級ぐらいなのなのですが、それに対して蔵書が1万8,000冊、実は図書予算もそれほど多くはないのです。多分杉並区で一番多い学校とそんなに変わらないぐらい多くない中でこれだけのことができて、子どもたちが高校2年生かな、いわゆる卒業論文のような探究を2年間ずっとやっていく対応もできているというのは、やはり何が違うかという人配置かなと思います。常に司書が3名配置されていることで、杉並の課題の一つが、私はすごく前から言っているのですが、25学級以上あるような大規模な小学校も、中学で単級に近い5学級、6学級しかない学校も同じ人数しか司書が配置されていない、1人しか。同じ仕事はとてもできないと思うので、その辺を2名とか、1.5名とかぐらいの体制がないとちょっと難しいかなということを感じました。

あと、やはり私立なので理念が非常にきちっとありますので、人が代

わってもこの体制が変わらないでいけるというところが、やはり大きなところかなと思います。

伊井さんの方から感想を。

伊井委員 私は本当についていかせていただく形で、図書の関係もいろいろ興味があったのでご一緒させていただきました。やはり今、對馬委員もおっしゃっていたのですけれども、生徒と本の出会いを促すために季節ごとの展示やディスプレイもとてもすてきで工夫されていました。その上のところに、生徒の美術のものが飾られていたり、すごくアットホームな感じも一方でありながら、カウンターには連絡ノートが置かれていて様々な形のコミュニケーションを用意していて、生徒とつながる一つのツールになっているなと感じました。

私立の強みでありますけれども、参考になる点がいっぱいありまして、人間を磨くという理念で、ホームページなんかもしっかりした形でありまして、理事長がいろいろな方と話をする、トークをしているのがホームページにあふれていたり、それから、講演会なども大切にしていまして、又吉さんやゴルゴ松本さん、「命」というあの方ですね。それからラジャさんとか、国際的であったり多様性であったりというところでそういうゲストの方も呼びになっていらっしゃるのかなということで、簡単に寄りそうという言葉になってしまいますけど、司書の方のお話を伺っていて、レポートとか小論文に対応していくきめ細やかさなんかは、とても学ばせていただく点だったなと思っております。ありがとうございました。

對馬委員 では、二つ目なのですけれども、いくのパークというところに行きました。これは生野区にある、生野区というのはご存じの方も多いかと思いますけど、結構国際色が豊かといいますか、すぐ近所にコリアタウンがありまして、70か国、80か国ぐらいの方が住んでいらっしゃる地域なのだそうです。全住人の6分の1ぐらいが日本ではない国籍を持っていたらっしゃる方がいらっしゃるというエリアなのですが、ここにあった旧御幸森小学校という学校の校舎が、閉校する時はもう6年生までで70人ぐらいしか児童がいなくなってしまうって、統廃合ということでなくなってしまうのですけれども、ここの地域はとても道とかも狭くて、住民が避難する場所としてやはりこれを残したほうがいいということになりまして校舎が残ったと。それに当たって、

この校舎をどうするかという話になった時に、この校舎を生かして運営していくために、地元のNPOが一つできて、そのNPOと企業が共同事業体になって、大阪市さんと20年間の賃貸契約をして、多文化共生の拠点として今、運営管理をしているということです。

2022年より始まっているということで、こちらはまだ2年目なのですけれども、教室などの施設を必要に応じて改装してまして、例えばここは屋上プールなのですね。ちょうど夕方、日が陰っているところなのでとてもいいビアガーデン風に見えるところですが、バーベキューエリアとしてプールは埋め立てないでそのまま、ちょっと下に平らにするためにすのこみたいなのが敷いてあるのですが、そこにこういうきれいなガーデンセットみたいなのを置いて、ここでやると、雨はよけられないし寒さも暑さもよけられないのだけれども、音が割と上に抜けていくので多少騒いでも大丈夫だったとか、そのようなことをおっしゃっていました。学校の屋上とは思えないような、とてもきれいになっています。

ほかには、この左側の写真は教室だったところにダンススクールが入っているのですけれども、元教室とは思えないぐらいすごくきれいになっています。

右側の方は、ここは元図書室ではなくて違う部屋だったのですよね。そこも改装して地域の人が使えらる図書室にしまして、大学生が来て、日本語を母語としない子に対して、日本語学習みたいなのをボランティアで教えていました。この中には、それだけではなくていろいろな教室1個ずつが、韓国語を教えるとか、料理を教えるとか、レストランとかカフェとか、あと旅行会社みたいなのが入っていたり、ユーチューバーの人が撮影するスタジオにしているお部屋があったり、美術の好きな方が集まるような美術室があって、そこでは子どもがおばあちゃんたちと絵を描いたり、終わると児童館にいる子どもと遊んだりする子もいるとか、そういったいろいろな拠点になっています。

校庭の方には畑もあって、地域の方も一緒に作ったものを子ども食堂で出していました。それから、校庭の半分ぐらいはパーキング、駐車場にしてお金を稼いでいるみたいなところで、要するに、非常に安いのですけれども、賃貸契約をして、運営は自分たちでお金をつくり出しなさいよというやり方なのだそうで、大阪の方ですし、一生懸命いろいろな

ところで頑張って稼ごうとしているところなんかも見受けられました。

では伊井さんからも。

伊井委員 ありがとうございます。地域の居場所ということで、多文化の方々が本当に来て交流しているのだなということを目の当たりにして、住友商事のCSRとかで、そこから絵本の提供があるということで、図書室にははらぺこあおむしのいろいろな言葉の本が置いてあって、すごく楽しいなと思いました。

建物の真ん中辺りは、デザイン会社の方々が考えたデザインなので、普通の図書室の雰囲気とはまた違うなと感じたのと、この上で私たちはお話を伺ったのですけれども、そこは小さいテーブルが幾つもあって、3、4人でグループになっているお子さん方が非常に自由な感じで遊んでいて、その隣で事務局の方々が10人ぐらいお仕事されているような感じなのです。その下の階がこれなのですが、ここでは週に4回学習を教えてください方がいまして、私たちがお話を伺っている時には横で、京都大学の学生さんでしたっけ、大阪でしたっけ、その辺りのいろいろな大学の生徒さんたちがお手伝いで見えていたりして、NPOさんと企業体の方が協働しているよさと、あと地域の多種多様の方々が、そこを拠点として本当にいい交流の場所になっているのだなということ、あと、やはり大人が子どもたちを支える目線というのが、根本的なところ、基盤がすごくしっかりしているなど、お話を伺いながら思いました。

「みんなの学校」という映画があったじゃないですか。大空小学校の木村先生。このあたりのお話と繋がっていますよね、多分。あの映画を観て主人がすごく印象的なことを言っていて、「とにかく大阪の人は物をよく考えるよね」と帰ってきたら一言言っていました。考えて考えて、やりながらすごく取組として前向きに進んでいらっしゃるなと思いました。ありがとうございました。

對馬委員 では、最後、もう1施設行ったので。こども本の森中之島というところです。この真ん中にある白い横長の建物ですね。建築家の安藤忠雄さんが計画・建築をして、大阪市に寄附をしたという文化施設になります。安藤忠雄さんは、こども本の森というのを今、日本に4か所、自分で建物をつくって、寄附をするということをやっているらしいまして、これは大阪市に寄附をされた大阪市のものなのですが、今は5年間の指定管理でTRCさんと長谷工さんとBACHさんのこの

3社の共同体で請け負っているということでした。

ちなみにということで、指定管理先がもし変わったらどうなるのかと伺ったら、配架とかなんかも全部変わるかもしれないということで、指定管理はそういうことなのだなというのを改めて思ったりもしました。

やはり建築屋さんがつくっているので、建築物としてすごくきれいです。この右側の写真のようにすごく低い位置なのですけれども、子どもが座った高さに窓があって、外の景色が見られるみたいな、「ここから撮ると写真がきれいに撮れるのよ」、「光の入り方が、ほらきれいでしょ」みたいな、そういう工夫がされているのですということをおっしゃっていました。建築を勉強されている方なんかもよく視察にはいらっしゃるところなのですが、全体的にこのように書架になっていて本があるのですが、遠目でちょっと見にくいかもしれませんけれども、遠くの壁に面出ししてあるのなんかは当然取ることはできない。下の方にある背が見えている本だけを取って読むことができるという施設になっていて、入館は無料なのですけれども、90分ごとの完全入替え制で予約をして行くという形です。ここ中之島というのは、商業地帯・文化地帯ということですので、あまり住んでいる子が多いとかではないような感じなので、子どもたちがふらっと自由に入れるというよりも、休日、親子連れで来るとか、私たちが行ったのも平日の昼間だったのですが、大人の方、それから社会科見学みたいな子どもとか遠足の子とか、そういう子たちを受け入れているとおっしゃっていました。

ちなみに、本の貸出もしていないのでうちは図書館ではありません。文化施設でございますということでして、周辺の中の島公園までの持ち出しはできるけれども、貸出はしていない。その割には結構厚い本とかもあって、これはいつどこでどうやって読むのだろうかみたいな、ちょっと思ってしまったりもしたのですけれども、ここも独自の分類、配架をされていて、本というものを使った人の集まる施設という感じなのかなと思いました。

伊井委員 ありがとうございます。専門家の對馬委員とご一緒させていただいたので、配架の面とか、そういったことは私に知識がなかったので、そういう意味でも、大阪国際の方でも、それからここもそうですが、大変勉強させていただいたなと思っています。

建築という点では、あそこが橋みたいになっているのですね、お写真、

すごく上手に撮っているのですけれども。ああいうところは本当に子ども目線で、館全体が迷路みたいになっていて、すごく楽しい空間になっているなと思いました。

あと、どこの階が1階だか分からないようなつくりでしたけれども、1階には座れるところがいっぱいあって、そこには引き出しが付いているのですけれども、その1個1個の引き出しに1冊ずつ本が入っていて、ちょうど親子の方がいらして、その引き出しを開けながら、「あ、ここにこんな本があった」とか言いながら、すごく楽しい時間を過ごしているようでした。

文化的な中之島の地区で、図書館ではなくて文化施設というお話が今ありましたけれども、12のテーマ、自然と遊ぶように始まり、本を動かすとか、生きること死ぬことというところまでテーマが及んでいて、寄附者である安藤忠雄さんの、子どもたちがいい本に出会う機会をとというその思いが子どもたちだけではなくて、子どもたちと一緒に大人にも伝わっているのかなと思いました。階段を上手に使って読み聞かせもしていたので、そういった意味でも楽しい施設になっているのかなと思いました。

また、外国の方は結構建築関係、安藤忠雄さんの建築を見に来るという、そういう目的で多く見えているというようなお話も伺いました。

大変よい時間を過ごさせていただきました。ありがとうございました。

對馬委員 お時間いただきましてありがとうございました。ご意見、ご質問あれば。

大川委員 大阪国際中高で、資料を見ると、データベースが3種類ありましたよね。もし覚えていらっしゃったら、中学校、高校にそれぞれどんなものが入っていたかというのと、あと、今、杉並の中学校とか小学校で学校にデータベースが導入されているところってあるのかしら。

對馬委員 基本的にはないと思います、杉並には。ただ、今どこがやっているかどうか分からないけれども、ポプラディアという百科事典があるのですけど、その百科事典のポプラディアオンラインというデータベースがあるのですね。それを、例えば1クラス分とか、1年間ずつの契約になってくるので、それをやっていた学校はありましたが、今何校あるかとかは、ごめんなさい、私は分からないですが、分かる

方、いらっしゃいますか。

統括指導主事（加藤） 済美教育センターの学校図書館担当で、学校図書館の活用実践校というのを年間数校、学校からの希望によって指定していきまして、今年度は6校ございます。その中で全校が導入しているかどうか、すみません、今、資料が手元にないので明確なお答えは難しいのですが、その中の数校がオンラインのSagasokka!というオンラインで検索ができるシステムを導入しております。

對馬委員 Sagasokka!は、オンライン上に辞典みたいなものがたくさんあるのですけれども、Sagasokka!というのと、他にはYomokka!というのがあるって、Yomokka!は読書的な物語みたいなものがたくさん探せるデータベースです。

大阪国際は詳しく聞いていないですけれども、多分百科事典的なものと、あと新聞とかももしかしたらデータベースで、多分中学、高校でするので入っているのかなとは思いますが、私立は入っているところが結構あります。

大川委員 区立図書館では結構データベースもやはりさすがに入って充実しているみたいですね、今、調べてみると。法律とか官報情報もちちゃんと区立図書館に行けば見られる状況にはなっている。そこが連携をもっとできたりとか、高校がないからそこまで高度じゃなくてもいいのですけどね。

對馬委員 多分中学校だと、公共の図書館に行けば見られるよという案内をするにとどまるということなのかなとは思いますが。

教育長 よろしいでしょうか。では、ありがとうございました。

それでは、冒頭決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、12月11日、水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

教育長 それでは改めまして、議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第69号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。私からご説明

を申し上げます。

本年10月9日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を1万1,029円、率で2.89%下回っているということから、公民較差を解消するため職員の給料表を改定するとともに、特別給につきましては、民間の支給状況を勘案して年間の支給月数を0.2月引き上げて4.85月とするものでございます。

区では、こうした状況を踏まえて、本年10月31日に区長等の給料並びに区議会議員の議員報酬の額等につきまして、特別職報酬等審議会に諮問したところ、同年11月22日に答申がなされました。

答申の内容でございますけれども、区の財政状況及び特別区人事委員会の勧告等の内容等を総合的に勘案した結果、区長等の給料月額及び議員報酬月額については、一般の職員の給料月額の改定率が級及び号給ごとに異なることを踏まえ、部長級の職員と同水準の0.9%引き上げるとともに、期末手当につきましては、その年間の支給月数を0.2月引き上げることが妥当であるとするものでございました。

区では、この方針を受けまして検討した結果、区長等の給与及び議員報酬等を答申どおり改定することにいたしました。

このことに伴いまして、区長等の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、関連する4件の条例の改正を条建てで行うとともに、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、8条建てとしてございます。

そのうち、第5条及び第6条につきましては、教育長の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、この議案のうち、教育長の給与等に関する条例の一部改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。

議案の最後に添付しております資料2の「給与改定等の概要」をご覧くださいと思います。

教育長の給料月額を0.9%引き上げ、77万1,300円とするほか、期末手当の年間の支給月数を0.2月引き上げ、4.23月とするものでございます。

最後に、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行することとしてございますが、第6条による期末手当に係る改正は、令和7年4月1日から施行することとしてございます。また、第5条による「改正後の給料」に係る規定は、令和6年11月1日から、「期末手当」に係る規定は、同年12月1日からそれぞれ適用することとしてございます。

このほか、この条例の施行に必要な経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいま説明いたしました内容につきまして、何かご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特にご意見ございませんでしたので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第69号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第69号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第2、議案第70号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、引き続き私からご説明を申し上げます。

議案70号の資料をご覧ください。

議案第69号でもご説明をいたしましたとおり、特別区人事委員会における職員の給与等に関する報告及び勧告におきましては、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の月数を0.2月引き上げ4.85月とした上で、この支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することなどとするものでございます。

特別給におきましては、この勧告の取扱いについて慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することといたしました。

このことに伴いまして、一般の職員の給与改定と同様に、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出するものでご

ざいます。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから2条建てとしてございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明申し上げます。議案の最後に添付がございます資料2「給与改定の概要」をご覧ください。

はじめに、給料表でございますが、公民較差1万1,029円、率で2.89%を解消するため、給料月額を引き上げるというものでございます。

次に、扶養手当でございますが、配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げることとするものでございます。

続きまして、特別給でございますが、職員及び管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ0.1月引き上げ、年間の特別給を4.85月とするほか、定年前再任用短時間勤務職員等につきましても、記載のとおり支給月数を引き上げるものでございます。

最後に、施行期日等でございます。

この条例は公布の日から施行することとしてございますが、第2条による扶養手当並びに期末手当及び勤勉手当に関する改正は、令和7年4月1日から施行することとしてございます。また、第1条による改正後の給料表に係る規定は令和6年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に関する規定は同年12月1日から適用することとしてございます。このほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご質問、ご意見などございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようなので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第70号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第70号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第3、議案第71号「杉並区学校教育職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、引き続き、私からご説明を申し上げます。

議案71号の資料をご覧ください。特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告におきましては、職員の特別給については、年間の支給月数を0.2月引上げ、引上げ分については、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしてございます。また、区費負担の教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当であるとされたところでございます。

東京都の教育職員の給与につきましては、本年10月18日、東京都人事委員会から都知事等に対し報告及び勧告が行われ、その内容につきましては、職員の給与が民間従業員の給与を1万595円、率で2.59%下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定することとするものでございます。

区では、これらのことを踏まえ、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することといたしました。

このことに伴いまして、区費負担の教育職員の給料を改定する必要がありますので、この条例案を提出するものでございます。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとしてございます。

それでは、改正の内容について、資料に沿ってご説明を申し上げます。

議案の最後に添付しております資料2「給与改定の概要」をご覧ください。

はじめに、給料表でございます。公民較差1万595円、率で2.59%を解消するため給料月額を引き上げるものでございます。

次に、扶養手当でございますが、幼稚園教育職員と同様に配偶者等に係る手当は廃止し、子に係る手当を引き上げるということとするものでございます。

続きまして、特別給でございますが、幼稚園教育職員と同様に、期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるものでございます。

最後に、施行期日及び経過措置につきましては、幼稚園教育職員と同様の取扱いとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、ご意見、ご質問などご

ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いします。

教育長 議案の採決を行います。議案第71号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第71号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。